

県産材利用**緊急**支援事業

のご案内

建築資材等の

価格高騰対策のための

緊急的な支援事業です



新築、改築、増築等を行う際、

構造材等で**県産スギ材**を使用した場合に補助します。

≪補助金額≫ 県産スギ材使用量 (m³) × **2,500円**

1. 補助対象物件

木造建築物において、新築、改築、増築等を行う場合で、構造材等に**県産スギ材**を使用する物件

2. 物件の建築場所

県内・県外どちらでも可

3. 事業実施主体

県内に本社、支社、又は営業所等を有する住宅建築事業者

4. 補助対象部材

梁・桁、柱、土台等の構造材等

※**県内で伐採されたスギ丸太を県内で製材した木材**であること。

ただし、県内で製材できない製材品を除く。

5. 補助金額

県産スギ材 1 m³あたり**2,500円**（上限額なし）

6. 補助金の考え方

令和8年7月1日以降の交付決定日～**令和9年2月15日**までの県産材使用量に、補助単価**2,500円/m³**を乗じた額の補助金を交付します

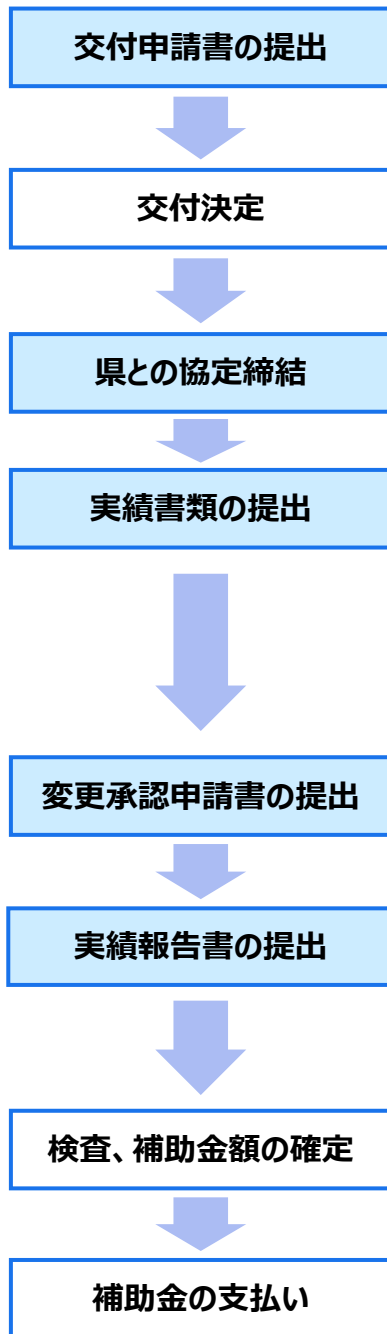
7. 事業要件

- ① 建築工事業又は大工工事業の許可、建築士事務所登録、宅地建物取引業免許のいずれかを受けていること
- ② 県産スギ材を構造材に利用することを標準仕様にする事
- ③ 事業実施主体は、広島県と「広島県産材利用に関する協定」を締結すること
- ④ 対象となる部分の木工事が、**令和9年2月15日までに完了**する物件であること
- ⑤ 県産材を広くPRすること（自社HP等で）
- ⑥ 県が行うPR活動やアンケート調査に協力可能であること

8. 事業の流れ

申請者が行う手続き

県が行う手続き



○下記の書類を林業課へ提出します。

- ①交付申請書
(鑑、事業計画書、年間利用計画書、収支予算書、誓約書)
- ②建築許可証等の写し

■審査後、交付決定通知書を送付します。

※予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定額が募集額を満たした場合は、申請受付を終了します。

■県との県産材利用協定を締結します。

○工事完了月の翌月の月末日までに提出してください。

- ①県産材の出荷証明書
- ②流通履歴書
- ③建築確認済証（又は工事届）の写し
- ④現地写真（全景、工事看板、施工部分）

○当初の計画より補助金額が増額となる場合や、大きく下回る場合は、予め変更手続きが必要です。

○補助対象物件が全て完了した場合、完了後の30日以内、又は3月1日のいずれか早い日までに提出してください。

- ①事業実績報告書（鑑、事業実績書、収支精算書）
- ②補助金請求書

■検査後、補助金を指定の口座に振り込みます。

要綱・要領、及び様式は、県庁公式ホームページからダウンロード出来ます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/kensanzairiyoushiki/kinkyusien.html>

この事業は、
物価高騰対応重点支援地方創生
臨時交付金を活用しています。

お問い合わせ窓口

広島県農林水産局林業課 木材産業グループ

TEL 082-513-3688

Mail nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp